ニ　期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十三号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十九号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第二十一号の規定により算定した額

三　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

ニ　期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について同法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、同法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十三号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十九号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二十一号の規定により算定した額

三　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。